

弘前市高齢者補聴器購入費助成事業

事業概要

助成対象者 (対象要件)	次の1~4の <u>全てに該当する方</u> とします。 1 弘前市内に住所を有している交付申請時に満65歳以上の方 2 両耳の聴力レベルが30 デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象とならない方 3 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会補聴器相談医により、補聴器の装用が必要であると判断された方 4 過去5年間、本事業による助成を受けていない方
助成対象経費	1 補聴器(集音器を除き、管理医療機器として認証を取得したもので新品に限る。)本体の購入に要する費用。 2 助成対象経費には、診察料、検査料及び証明書料等の受診に係る費用、補聴器の修理、補修及び電池交換に係る費用並びに付属品のみ購入に係る費用は助成の対象外とします。
助成金額	助成対象経費の実支出額の合計額又は30,000円のいずれか少ない額とします。
申請期間	年度を通して申請を受け付けます。(申請締切日:令和9年2月26日) ※補聴器購入 <u>前</u> の申請が必要です。購入後の申請はできません。
申請書類 ※受付開始 4/1(水)~	1 弘前市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書(様式第1号) 2 補聴器相談医が聴力検査を実施して作成した「補聴器適合に関する診療情報提供書(2018)」の写し※作成から6か月以内のもの 3 「補聴器適合に関する診療情報提供書(2018)」に基づき、弘前市補装具の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第3条第1項の規定により登録を受けた業者(※)が作成した見積書 (※)別紙:登録業者(補装具業者)リスト 4 <u>委任状(様式第2号)※助成対象者以外の者が申請者の場合に限る</u> ※代理人宛てに通知書を送付します。

<申請場所・問合せ先>

弘前市 福祉部 介護福祉課 自立・包括支援係

電話:0172-40-7072

(土日祝日を除く 8時30分から17時まで)